

# 経済水道委員会

## 説明資料

自転車安全利用促進に関する条例  
(仮称) の検討状況について

平成28年9月8日

市民経済局

# 目 次

	頁
1 本市における自転車の利用に係る状況	1
2 本市の自転車安全利用施策の概要	1
3 条例制定の必要性	2
4 検討状況	
(1) 検討経過	2
(2) 有識者懇談会の構成員	2
(3) 有識者懇談会での主な意見	3
(4) 検討内容	3
5 他自治体の状況	6
6 今後のスケジュール	6

## 1 本市における自転車の利用に係る状況

- ・平成27年の自転車による死傷者数は、全体の約19%を占め、国（約15%）と比較して高い割合を占めており、さらに自転車の関連する事故のうち自転車側にも法令違反がある割合は約78%と国（約65%）と比較して高い割合を占めている。また、交通事故件数は、過去10年間（平成18～27年）で約23%減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にある
- ・道路交通法の改正により平成27年6月に自転車運転者講習制度が導入されたことや、高額な損害賠償事例が発生していることから、自転車の安全利用に関する関心が高まっている
- ・平成27年7月に市内16交差点で行った調査においては、約20%の自転車に信号無視や携帯電話使用等の違反があった。また、市政アンケートにおいては、歩行者の7割以上がスピードを出している自転車等が気になる、一方で、自転車利用者の5割以上が歩行者優先との認識を持ちながらも歩行者に対して自転車通行場所が明確な部分ではその場所を避けて欲しいとの回答であった

## 2 本市の自転車安全利用施策の概要

区 分	内 容
市 民 運 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の重点事項のひとつに自転車の安全利用促進を定め、市民運動を実施</li> <li>・5月、11月の自転車安全利用促進強調月間を中心に、キャンペーン等を実施</li> </ul>
自 転 車 教 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域において自転車教室を実施</li> <li>・自転車の乗り方指導を受けた児童に自転車安全教室受講証を配布</li> </ul>
広 報 ・ 啓 発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の新1年生向けに自転車の交通ルールやマナーを記載したリーフレットを配布</li> <li>・成人向けに自転車安全利用ガイドブックを作成し、交通安全教室やキャンペーンで活用</li> </ul>
自転車通行環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車道や自転車専用通行帯等の整備</li> </ul>

### 3 条例制定の必要性

自転車の安全利用促進に関し、基本理念を定め、市、市民、自転車利用者等の責務を明らかにすること等により、交通安全の確保を図る

### 4 検討状況

#### (1) 検討経過

時 期	内 容
平成27年7月	市政アンケートの実施 自転車安全利用実態調査の実施
12月	第1回有識者懇談会 自転車安全利用に関する現状・課題と主な論点
平成28年3月	第2回有識者懇談会 自転車安全利用促進に関する基本的な事項
4月	第3回有識者懇談会 自転車安全利用促進に関する基本的な事項
7月	第4回有識者懇談会 自転車安全利用促進に関する条例の骨子（案）

#### (2) 有識者懇談会の構成員

氏 名	所 属 ・ 役 職
中 村 英 樹	名古屋大学大学院 教授
向 井 希 宏	中京大学心理学部 教授
水 野 泰 二	本町シティ法律事務所 弁護士
緒 方 啓 一	愛知県交通安全協会 総務課長
山 岸 好 之	愛知県自転車モーター商協同組合 副理事長
木 村 雄 二	NPO法人市民・自転車フォーラム 理事長

(3) 有識者懇談会での主な意見

課 題	主 な 意 見
自転車による交通事故の抑止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自転車は車両だとの認識を持つことが必要</li><li>・ 尾灯等の使用により自転車の安全性を向上させることは、事故防止につながる</li><li>・ 自転車のルールを広めることが必要</li><li>・ 高齢者の方の乗る自転車には、反射材を複数取り付けることにより車体の安全性向上を図ってはどうか</li></ul>
すべての道路利用者の相互協力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自転車だけではなく、車や歩行者もお互いが安全に気持ちよく使える通行空間のあり方を啓発することが必要</li></ul>
自転車事故に備えた保険への加入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被害者救済の観点から、自転車事故に備えた保険に加入することは非常に重要</li><li>・ 自転車事故に備えた保険は、加入の有無を把握できないという問題等があり、加入義務化は難しい</li></ul>

(4) 検討内容

ア 自転車安全利用促進の基本理念

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民等一人ひとりが、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するよう心がけ、互いに譲り合う精神を醸成することを目指す</li><li>・ 市その他の主体が、自転車を安全に利用することができる環境づくりに努め、もって安心して安全にくらせるまちの実現を目指す</li></ul>
--

イ 責務

区 分	内 容
本 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車安全利用に関する教育及び啓発、地域等における活動の支援等の施策を実施</li> <li>・ 警察等の関係機関、関係団体との連携</li> <li>・ 自転車通行環境の整備</li> </ul>
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車安全利用についての理解を深め、交通事故を防止</li> </ul>
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法等の法令遵守</li> <li>・ 自転車の利用に必要な知識の習得</li> <li>・ 歩行者が頻繁に通行する歩道は、自転車を押して歩く等、歩行者の通行に配慮</li> <li>・ 尾灯や反射器材等の備え付け</li> <li>・ 定期的な点検・整備</li> </ul>
保 護 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護する未成年者に対し、自転車安全利用に関する教育・指導</li> <li>・ 監護する未成年者が利用する自転車の点検・整備</li> </ul>
自転車小売業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車安全利用について自転車購入者に周知</li> <li>・ 安全性の高い自転車の販売</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車通勤をする従業員及び事業活動において自転車を利用する従業員に対し、研修等を実施</li> </ul>
学 校 の 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校、中学校及び高等学校等の長は、発達段階に応じた自転車安全利用教育を実施</li> <li>・ 大学及び専修学校の長は、自転車安全利用教育を実施</li> </ul>
自動車運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車は車両であることを認識し、通行に配慮</li> <li>・ 自転車の側方を通過するときは安全な間隔を保つ</li> </ul>
歩 行 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車が歩道を通行できる場合においては、自転車が車道寄りを通行することを認識し、通行に配慮</li> </ul>

ウ 高齢の自転車利用者の事故防止等

区 分	内 容
本 市	・加齢に伴う身体機能の変化に応じた自転車安全利用教育の実施
高 齢 の 自 転 車 利 用 者	・高齢の自転車利用者はヘルメットの着用に努める
同 居 者 等	・ヘルメットの着用等について助言に努める
自 転 車 小 売 業 者	・ヘルメットの着用勧奨に努める

エ 自転車損害賠償保険等の加入等

区 分	内 容
本 市	・自転車損害賠償責任保険等に加入しようとする者の利便に資するため、加入に関する情報を提供
自 転 車 利 用 者	・自転車損害賠償責任保険等への加入に努める
保 護 者	・監護する未成年が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入に努める
事 業 者	・事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入に努める
自 転 車 小 売 業 者	・自転車販売時に、自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報提供に努める

## 5 他自治体の状況

区分	自治体	条 例 名
都 道 府	京都府	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例 (平成19年10月施行)
	埼玉県	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例 (平成24年4月施行)
	東京都	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (平成25年7月施行)
	愛媛県	愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例 (平成25年7月施行)
	兵庫県	自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (平成27年4月施行)
	熊本県	熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (平成27年4月施行)
	滋賀県	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (平成28年2月施行)
	大阪府	大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (平成28年4月施行)
	徳島県	徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例 (平成28年4月施行)
政 令 指 定 都 市	京都市	京都市自転車安心安全条例 (平成22年12月施行)
	福岡市	福岡市自転車の安全利用に関する条例 (平成25年4月施行)
	堺市	堺市自転車のまちづくり推進条例 (平成26年10月施行)

## 6 今後のスケジュール

平成28年10月	パブリックコメントの実施
平成29年 2月	条例案上程